

平成 30 年 4 月 26 日
株式会社 セービング 総務

社 員 各 位

有給に関する変更点について

日頃の介護業務におきましては、大変お疲れ様です。

この度、有給の消化に関する変更がありますので、案内文を掲載いたします。以上ご確認よろしく申し上げます。

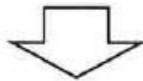
有給に関する変更点について

(1) 有給の消化に関する変更点

<現状> 就業規則第 26 条第 6 項、7 項

⇒「当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に繰り越される」

「繰り越された年次有給休暇がある場合は、本年度に付与された年次有給休暇をすべて消化した後に消化できる。尚、有給起算日は 4 月 1 日とする。」



<変更> (下線部)

⇒「当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は翌年度に繰り越される」(同じ)

「繰り越された年次有給休暇と本年度に付与された年次有給休暇がある場合は、その繰り越し分(前年度分)より先に消化するものとする。尚、有給起算日は 4 月 1 日及び 10 月 1 日とする。」

※有給起算日(付与基準日)について

- ⇒ 入社 6 ヶ月後に最初の有給が付与され、第 2 回目については、
A) 4 月～9 月入社の者(初回付与 10 月～3 月)は 10 月
B) 10 月～3 月入社の者(初回付与 4 月～9 月)は 4 月
に付与する。